

岩手県告示第406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第10項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成29年5月25日から同年6月21日まで関係書類を縦覧に供する。

平成29年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
高田沖地区	当該土地改良事業計画書の写し	陸前高田市役所